

検査時提出写真についてのお願い

- **中間検査申請時**（中間検査のない場合は完了検査申請時）
規則第4条及び規則第4条の8により、**検査特例（法7条の5の適用）**を受ける建築物については、以下の書類を提出して下さい。

◇「屋根の小屋組の工事終了時」の写真



（写真の例）

- 木造にあつては、小屋組の全景、火打ち、金物等を写したもの
- 鉄骨造にあつては、小屋組の全景を写したもの等

◇「構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時」の写真



（写真の例）

- 木造にあつては、ホールダウン等、柱頭・柱脚・筋かい金物を写したもの
- 鉄骨造にあつては、柱・梁の接合部を写したのもの等

◇「基礎の配筋の工事終了時」の写真



（写真の例）

- 基礎の全景を写したもの
- 底盤、立上り、基礎開口の部分等を写したのもの等

- **完了検査申請時**
規則第4条により、以下の書類を提出して下さい（**全建築物対象**）

◇「内装工事終了時における内装の仕上げ部分」を写した写真（シックハウスを含む）



（写真の例）

**建築基準法施行規則改正により
平成23年5月1日より提出不要となりました。**

- 主要室の壁、天井、床の仕上げを写したもの
- 住宅にあつては、寝室、所等の内装仕上げを写したのもの等